

自動車による営業（キッチンカー）について

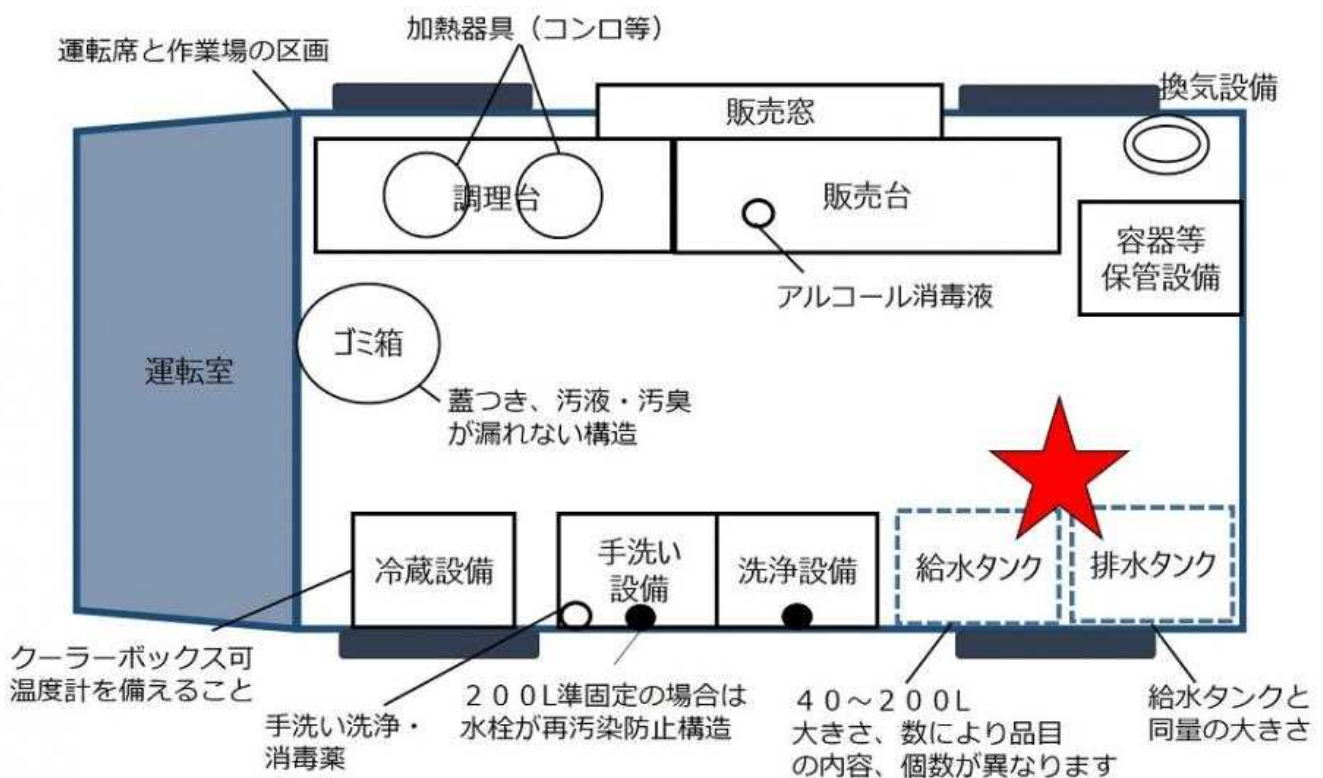
1 営業区域

取得した許可により、兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の5市を除く）で営業することができます。

2 申請に必要な書類

- (1) 営業許可申請書
- (2) 営業施設の平面図
- (3) 車検証
- (4) 食品衛生責任者資格証（コピー可）
- (5) 法人申請の場合は、履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの、コピー可）
- (6) 手数料（飲食店営業の場合、16,000円）
- (7) 営業に必要な設備類（給排水タンク、容器等保管設備、冷蔵設備、加熱器具等）

3 構造設備の基準



4 給水タンクの容量、取扱品目について

給水タンク容量	取扱品目	容器
40 リットル	簡易な営業のみ	使い捨て容器のみ
80 リットル	比較的大量の水を要しない営業のみ	
200 リットル (200L/準固定の2種あり)	比較的大量の水を要する営業	通常の食器も使用可能

いずれも、排水を保管するタンクが必要

取扱品目とタンク容量について、必ず事前にご相談ください。仕込み行為や食器の使用についても制限があります。

<お問い合わせ先>

兵庫県洲本健康福祉事務所 食品薬務衛生課

電話：0799-26-2066、Eメール：sumotokf@pref.hyogo.lg.jp